

地震に備えよう

家の中の安全をチェックしよう

家の中に、家具のない安全なスペースを確保する

部屋が複数ある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えをしましょう。

寝室や子ども、高齢者、病人のいる部屋には倒れそうな家具を置かない

就寝中に地震が発生した場合、子ども、高齢者、病人などは倒れた家具がさまたげとなって逃げ遅れる可能性があるため、十分に注意をしましょう。

出入り口や通路には物を置かない

安全に避難できるように、玄関など出入り口までの通路に、家具や倒れやすい物を置かない。また、いろいろな物を置くと、いざというときに出入り口をふさいでしまうこともあります。

家具の転倒・落下を防止しよう (出来れば二重・三重で補強しよう)

収納に工夫を

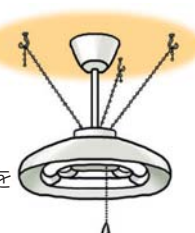
- 重い物は下に、軽い物は上に収納する。
- 本棚などは、隙間をブックエンドで固定するなど、なるべく空間をつくらない。

置き方に工夫を

- 家具の下部の前方に板を入れ、壁にもたれ気味に置く。
- 就寝場所に家具が倒れてこないように配置する。
- 転倒防止金具・ポールと併用すると効果的。

照明器具の補強を

- 天井に直接取り付けタイプの照明が安全。
- つり下げ式の場合は、鎖と金具を使って数か所留めて補強する。
- 蛍光灯は蛍光管の落下を防止するため、両端を耐熱テープで止めておくなどすると安全です。



耐震金具を利用しましょう

● 転倒防止金具・ポール

壁・柱・鴨居と家具を固定するタイプと、床などに固定するタイプとがある。家具や室内の状況によって選ぶ。

● 重ね留め用金具

重ねた上下の家具を固定し、上の家具の落下を防ぐ。

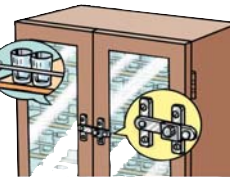
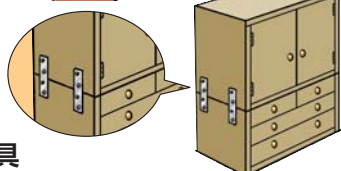
● 扉・引き出し開放防止金具

扉・引き出しが開かないようにする。さらに、収納物の落下を防止するために、棚板に滑り止めのふきんなどを敷いたり、木やアルミの棒による飛び出し防止枠を付けると安心です。

チェーン等で固定するタイプ



転倒防止ポール



集合住宅では



マンション管理組合のための「防災チェックリスト」

玄関

玄関は、脱出口、避難経路として重要な場所。開かなくなった扉をこじ開けられるようにポールなどを用意しておく。



通路

避難や通行の妨げにならないように、自転車など物を置かない。また、類焼防止のため、古新聞や布きれなど燃えやすい物も置かない。



非常階段・非常扉

物を置くのは厳禁。特に非常扉の前や階段付近には要注意。



ベランダの避難ハッチ (非常脱出口)

日ごろから使用方法をよく確認しておく。避難器具の周りに物を置くのは厳禁。落下する危険のある物は置かない。



防災施設・消火施設

共用部分に置いてある消火器や火災報知器などの消火施設の場所・使用方法を、日ごろからよく確認しておく。



管理組合からの連絡に注意

防災設備の点検や防災訓練のお知らせなど、管理組合からの連絡には日ごろから注意しておく。



家の周囲の安全をチェックしよう

ベランダ

- 常に整理整頓をしておく。
- 鉢植えなどは落下しないように低い位置に置か固定する。

屋根

- 屋根にひび割れ、ずれ、はがれがあれば補強する。
- アンテナはしっかりと固定する。

窓ガラス

- 飛散防止フィルムをはる。
- 強化ガラスにする。

ブロック塀・門柱

- ひび割れや傾きがあれば修理する。
- 土中にしっかりと基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは補強する。

プロパンガス

- 鎖でしっかりと固定しておく。

わが家の耐震チェック

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊による被害が多く出ました。自分の家は大丈夫なのかチェックしてみましょう。

チェックのポイント

地盤	埋め立て地、低湿地、軟弱地盤、液状化の可能性のある砂質地盤は要注意。	基礎	コンクリート造りの基礎で、縦と横に鉄筋が入っているものは比較的安全。鉄筋が入っていないものや石積み、ブロック積みの基礎は要注意。
老朽度	老朽化しているものは要注意。腐っていたり、シロアリに食われているものは危険。建物の北側、台所や風呂場周りの土台をドライバーなどでつついてチェックを。	筋かい	壁の中に筋かいのあるものは比較的安全。ないものは要注意。 ※筋かいとは壁の中にある地震の力に抵抗するための斜材。柱と柱の間にある。
建物の形	凸凹の少ない整形の建物は比較的安全。不整形の建物は地震に弱い傾向があります。	壁の量	壁の量の多いものほど安全。少ない場合は要注意。下の図を参考に1階の壁の量を評価します。
1階平面	整形 不整形	立面	整形 不整形
		多い やや多い 普通 やや少ない 少ない	

◆耐震性に不安のある方は専門家または(一財)大阪建築防災センター (TEL. 6942-0190)、市役所住宅政策室に相談してください。

市の支援制度があります

- 家具転倒防止器具を自力で設置できない高齢者・障がい者に、設置費用を助成します。

- 新耐震基準が施行される前(昭和56年5月31日以前)の建築物を対象に、耐震診断や耐震改修設計、改修工事の補助があります。

詳しくは、**P.23**をご覧ください。